

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について

標記についてはかねてからその推進に努めているところであるが、去る平成 17 年 8 月 16 日に発生した宮城県沖地震では、仙台市内のスポーツ施設で天井の崩落により多数の負傷者を出したことは誠に遺憾である。

現在、この事故について関係当局により事故原因の究明が行われているところであるが、かかる事故を防止するため、下記により建築物の所有者に対して、大規模空間を持つ建築物の天井の状況を緊急に調査し、その結果を貴職あて報告するよう指導するとともに、必要に応じ、所有者等に対し適切な落下防止対策を講じるよう指導されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

記

1 所有者等に対する調査の指導

(1)の対象建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、建築基準法第 12 条第 5 項に基づき(2)の調査を実施し、その結果を求めること。

(1)調査対象

体育館、屋内プール、劇場、ホール、ターミナル(空港など)、展示場等(500㎡以上の大規模空間を有するもの)のつり天井。

(2)調査内容

平成 15 年 10 月 15 日に国住指第 2402 号で通知した「大規模空間を持つ建築物の天井崩落について(技術的助言)」を参考とし、クリアランスの状況や振れ止めの設置の有無等を調べ、屋根の落下の危険性を調査する。ただし、同通知をふま

え、すでに調査を実施し、安全性の確認を行ったものについては今般あらためて調査を行わなくとも差しさえない。(別添の「技術指針と比較して問題のない建築物の数」にカウントすること)

2 調査結果に基づく改善指導等

調査結果に基づき、既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例((財)日本建築防災協会、(社)建築研究振興協会発行)等を参考とし、適切な崩落防止対策等の措置を講ずること。

3 実施状況の報告

上記1及び2の実施状況について、貴管内特定行政庁の報告をとりまとめのうえ、平成17年11月15日(火)までに、別添様式により当職まで報告をお願いします。

4 その他

調査対象建築物のうち、新耐震基準より前の建築物については、大地震により倒壊又は崩壊するおそれがあるので、耐震診断・改修を行っていないものについては早急に実施するよう指導されたい。

(別添)

都道府県名 _____

	建築物数(棟)
調査対象の建築物の数	
技術指針と比較して問題のない建築物の数	
技術指針と比較して問題のある建築物の数	
崩落防止対策済みの建築物の数	
崩落防止対策予定の建築物の数	
崩落防止対策の指導中の建築物の数	
崩落防止対策の指導予定の建築物の数	

崩落防止対策予定は期限を設定しているものに限る。

備考